

# 第 1 0 回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成29年10月3日(火)

開会 午後3時00分

閉会 午後4時00分

2. 場 所 大会議室

3. 出 席 14名

4. 欠 席 0名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	6	力武 正光	○	11	岸本 熊一	○
2	池田 良一	○	7	中島 徳雄	○	12	相良 安夫	○
3	福田 義晴	○	8	西山 哲	○	13	田代 三義	○
4	松尾 梨香	○	9	吉村 幸夫	○	14	山口 光壽	○
5	江向 信夫	○	10	前田 節朗	○			

議事録署名者 4番 松尾 梨香

11番 岸本 熊一

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	松岡 猛彦	農地係	松林 豊
農地係	犬塚 貴博		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案 第49号	農地法第5条の申請について	( 7件)
議案 第50号	農地法第3条の申請について	(10件)
議案 第51号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について (利用権設定 通年 5件) (公社への売渡 1件) (農地中間管理事業 2件)	
議案 第52号	農用地利用配分計画の承認について	( 2件)

8. 報告事項

報告 第18号	農地法第18条第6項通知の受理について	( 2件)
報告 第19号	農地の形質変更届出について	( 2件)
報告 第20号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について	( 1件)

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。																											
議長	<p>ただいまより第10回農業委員会会議を開会します。  本日の会議は全員出席で欠席者はありません。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。  今回は4番 松尾委員、11番 岸本委員です。  事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、4つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第49号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>議案第50号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>議案第51号</td> <td>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について</td> <td>利用権設定 通年 5件</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>公社への売渡 1件</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>中間管理事業 2件</td> </tr> <tr> <td>議案第52号</td> <td>農用地利用配分計画の承認について</td> <td>2件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、3つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>報告第18号</td> <td>農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>報告第19号</td> <td>農地の形質変更届出について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>報告第20号</td> <td>農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>となっております。</p>	議案第49号	農地法第5条の申請について	7件	議案第50号	農地法第3条の申請について	10件	議案第51号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について	利用権設定 通年 5件			公社への売渡 1件			中間管理事業 2件	議案第52号	農用地利用配分計画の承認について	2件	報告第18号	農地法第18条第6項通知の受理について	2件	報告第19号	農地の形質変更届出について	2件	報告第20号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について	1件
議案第49号	農地法第5条の申請について	7件																										
議案第50号	農地法第3条の申請について	10件																										
議案第51号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について	利用権設定 通年 5件																										
		公社への売渡 1件																										
		中間管理事業 2件																										
議案第52号	農用地利用配分計画の承認について	2件																										
報告第18号	農地法第18条第6項通知の受理について	2件																										
報告第19号	農地の形質変更届出について	2件																										
報告第20号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について	1件																										

議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第49号 農地法第5条の申請について 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第49号 農地法第5条の申請7件について御説明します。</p> <p>議案の1ページ、36番になります。</p> <p>図面は、案内図が1ページ、字図が2ページ、土地利用計画図が3ページ、平面図が4ページになります。</p> <p>申請地は、松浦町下分地区です。</p> <p>借受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、37番になります。</p> <p>図面は、案内図が5ページ、字図が6ページ、土地利用計画図が7ページになります。</p> <p>申請地は、大坪町東円蔵寺地区です。</p> <p>譲受人が、宅地分譲するための申請です。</p>

<p>事務局</p>	<p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして議案の1ページ、38番になります。</p> <p>図面は、案内図が8ページ、字図が9ページ、土地利用計画図が10ページ、断面図が11ページ、平面図が12ページになります。</p> <p>申請地は、南波多町大川原地区です。</p> <p>譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして議案の1ページ、39番になります。</p> <p>図面は、案内図が13ページ、字図が14ページ、土地利用計画図が15ページ、断面図が16～18ページ、平面図が19ページになります。</p>
------------	--

事務局	<p>申請地は、東山代町里地区です。</p> <p>譲受人が、建売分譲住宅用地とするための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、40番になります。</p> <p>図面は、案内図が20ページ、字図が21ページ、土地利用計画図が22ページになります。</p> <p>申請地は、新天町中井樋地区です。</p> <p>譲受人が集合共同住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、41番になります。</p> <p>図面は、案内図が23ページ、字図が24ページ、土地利用計画図が25ページ、断面図が26ページ、平面図が27ページに</p>
-----	---

事務局	<p>なります。</p> <p>申請地は、二里町金武地区です。 借受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第1種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のイの(ア)のb、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のイの(イ)のcの(d)、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。</p> <p>続きまして議案の1ページ、42番になります。</p> <p>図面は、案内図が28ページ、字図が29ページ、土地利用計画図が30～31ページ、平面図が32ページになります。</p> <p>申請地は、二里町福母地区です。 譲受人が、作業場、資材置場、事務所及び駐車場を建設するための申請です。</p> <p>既に申請地の一部に作業場、事務所及び駐車場を建設していたことについて、始末書が添付されております。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討し</p>
-----	--

事務局	<p>たが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第49号 農地法第5条の申請は以上7件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第5条36番について担当委員から説明をお願いします。</p>
7番委員	<p>この当該の土地はですね諏訪神社の参道に面して作られます。あと、浄化槽がありましたので、これも道路側溝に放流すると言う事でありましたので再度区長さんに確認に行きましたところ問題ないと言う事を確認しております。以上です。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>36番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>それでは、37番について担当委員から説明をお願いします。</p>
14番委員	<p>〇〇〇〇〇〇からお見えになりまして宅地分譲をするからと言う事で承諾印を貰いに来られたのですが、〇〇〇〇〇〇は、土地を売買する会社なので農地転用をしたあとに別の業者に譲渡するとの事です。私が今度新しい業者に売った場合は周りの農地に被害が来ないようにと言いました。新しい業者は決まっていそうでしたが業者を教えて貰えませんでした。あと、下水とか、雨水を流すところも近くにありますが、日当たりも東向きなので前にある農地に被害は来ないので特別に問題はないと思います。隣接農地と生産組合長はいないので区長の承諾印がありましたので私も承諾印を押しました。以上です。</p>
議長	<p>37番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p>

議長	それでは、38番について担当委員から説明をお願いします。
10番委員	場所は南波多町大川原ですね。〇〇〇〇くんのお父さんが、息子が西有田に居るがこっちに家を建てて住ませたいと言う事で計画をされていたそうで、出来れば自分の敷地内にと考えておられましたが、建ぺい率等の問題で断念をされましたが、道を挟んで隣に梨畑があり、梨を作るのをやめると言う事でそれが〇〇〇〇君の土地ですが、そこを買って家を建てたいとお願いに来られました。場所も見に行き、別に問題はないだろうという事で印鑑を押しております。よろしく審議のほどお願いいたします。
議長	38番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> それでは、39番について担当委員から説明をお願いします。
3番委員	ここは、里地区でございまして、隣の方も元から荒地だったので宅地だろうと思っていたら畑だったようです。分譲住宅を建てるからと〇〇〇〇〇〇からお見えになりました。話をしながら、里の区長さん、生産組合長さんの了解の印鑑が押されておりましたので私も問題ないと印鑑を押しました。よろしくお審議をお願いします。
議長	39番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> それでは、40番について担当委員から説明をお願いします。
9番委員	場所は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇のちょっと西側でほとんどが住宅とアパートなどが建っております。そこだけが荒地のようになっていましたが、中井樋の生産組合長さんの方にもお尋ねしましたが、問題ないと言う事を聞きました。判を貰っておられましたので私も問題ないと判を押しました。審議の方をよろしくお願

9 番委員	します。
議長	<p>40 番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>それでは、41 番について担当委員から説明をお願いします。</p>
2 番委員	<p>ここは〇〇〇〇さんが私のところに見えまして〇〇さんはアスパラをハウスで育てておられます。そして息子が2、3年前に結婚したので一緒のところに家を建てて住んで手伝いをたまにはさせたいと言う事でした。生産組合長さん、区長さんの印鑑もあったので承諾いたしました。ご審議宜しくをお願いします。</p>
議長	<p>41 番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>それでは、42 番について担当委員から説明をお願いします。</p>
2 番委員	<p>ここは〇〇〇さんが一部借りられて駐車場にしておられましたが、もう荒れてどうしようもなかった。区長さんたちも問題ないとのことでしたので、私も承諾いたしました。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>42 番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第49号 農地法第5条の申請7件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第50号 農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第50号 農地法第3条の申請について説明します。</p> <p>まず、議案は2ページから3ページ、91番から100番をご</p>

事務局	<p>ご覧ください。</p> <p>91番から100番まで申請事由や経営状況等を掲げております。93番、94番につきましては許可後の経営面積が1,658㎡であり伊万里市における下限面積である5,000㎡を下回る為下限面積要件を満たしておりません。しかし、申請地に隣接する申請者が耕作する農地は申請地を耕作しなければその農地に水を入れることが出来ず、耕作することが出来ません。その為下限面積の例外に該当し、本権利の設定、または移転は、その位置、面積、形状からみて隣接する農地と一体として利用しなければ困難と認められる農地につき隣接する農地を現に耕作に供している者が権利を取得するものであるに該当します。また、その他の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件は満たしております。他、91番、92番、95番～100番の案件につきましては全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>農地法第3条の申請、91番から100番についての説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請については一括審議となっておりますので、91番から100番について、議案2ページ、3ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第50号 農地法第3条の申請10件については許可相当とします。</p>

議長	<p>続きまして、議案第51号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第51号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年5件について、御説明します。</p> <p>議案の4ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が5名、貸付人が5名で、面積は、田が33,453㎡、畑が2,674㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を5～8ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年については以上5件です。</p>
議長	<p>議案第51号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年5件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第51号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年5件については申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第51号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の公社への売渡について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第51号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の公社への売渡について御説明いたします。</p> <p>議案は9ページの1番になります。</p>

事務局	<p>こちらは5月の農業委員会で、東部地区前担当である〇〇委員と〇〇委員にあっせん委員になっていただいた案件について買い手が決まりましたので、今回農業公社へ売渡する内容となっています。</p> <p>売買価格については反当りの金額と全体額を議案の9ページの明細書に記載しております。</p> <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]公社への売渡については、以上1件です。</p>
議長	<p>議案第51号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の公社への売渡について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第51号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の公社への売渡1件については承認を戴きましたので、書類を県農業公社へ送付したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第51号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の中間管理事業について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第51号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の農地中間管理事業2件について御説明いたします。</p> <p>議案は10ページになります。</p> <p>農用地利用集積計画書を11ページに掲げております。農業公社への利用権設定、貸付となっております。面積は、田が4,226㎡、貸付人は2名となっております。期間は5年となっております。</p> <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の農地中間管理事業については、以上2件です。</p>

議長	議案第51号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の農地中間管理事業2件について、御意見、御質問はございませんか。
議長	利用目的の11番は水稲、12番は保全管理となっておりますが、中間管理事業を利用して保全管理の状態です5年借りるという事になるんですか？
事務局	そうですね、5年間借りるという事になります。
議長	普通、保全管理はなにも作物を作らずに、減反みたいな保全管理的にとられやすいですがその辺りの説明をお願いします。
事務局	すいません。書類を持ってきてないので後で説明します。
議長	他に御意見、御質問はございませんか。 <なし> 申請内容には問題はないようですので、議案第51号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の農地中間管理事業2件については、申出のとおり決定してよろしいですか。 <なし> 先ほどの質問は、後程説明して頂きます。  続きまして、議案第52号 農用地利用配分計画の承認について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第52号 農用地利用配分計画の承認について御説明いたします。 議案は12ページになります。 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用配分計画の作成について、同法第19条第3項の規定により、伊万里市長から農業委員会に意見を求められたの

事務局	<p>で、この案を提出することとなっております。先程、議案第51号で農業公社へ利用権設定を行ったものを借り受けされるものがございます。詳細は、13ページになります。公社から借受人が2人、借受面積が4,226㎡と、なっております。</p> <p>農用地利用配分計画の承認については以上2件です。</p>
議長	<p>議案第52号 農用地利用配分計画の承認について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第52号 農用地利用配分計画の承認については承認を戴きました。</p>
事務局	<p>先ほどの保全管理の件ですが、その土地を荒らしてしまうと周りの農地に支障が出るので、保全管理をされるとの事でございます。これにつきましては県の協力金も発生するとなっております。借受人は区長さんなので、区で管理をされるのかもしれないですね。</p>
議長	<p>こういう関係の中間管理事業ははじめてですね。なにも作らず保全管理だけですね。</p>
8番委員	<p>これはですね、今、事務局からあったように区長さんです。今までも段々畑でどうにもならないからと言って荒れても困る。今回このような形であがってきて、保全管理となっているわけですが、今までもコスモスなどを植えて、周りに迷惑がかからないように、また、市道沿いでもあって綺麗にしたいと、言う事でここにあげてきてると思います。</p>
議長	<p>これからこういう形で農地中間管理事業で保全管理という事でいいなら増える可能性がありますね。集落で管理しましょうとかですね。</p> <p>これについて他に御意見、御質問はございませんか。</p>

12 番委員	<p>これ、前例作ってしまえばですよ、私達のところも中山間地ばかりで、山代は区で管理してる。うちの方も荒れたところは全部中山間地に出して区で管理してくれってなったらですね、多分無理と思うんですよ。</p>
8 番委員	<p>それはないと思います。</p> <p>ここは市道沿いで屋敷回りでもありますので、山とか、谷とか、坂とかじゃなく、人通りの多いところですよ。</p> <p>荒らすと周りにも迷惑がかかるので、区長さんが管理してるんです。</p>
議長	<p>改めてですが、議案第 5 1 号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の農地中間管理事業 2 件については、申出のとおり決定してよろしいですか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第 1 8 号 農地法第 1 8 条第 6 項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第 1 8 号 農地法第 1 8 条第 6 項通知の受理 2 件について御説明します。</p> <p>議案は 1 4 ページを御覧ください。</p> <p>2 7 番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は貸人自ら耕作をされます。</p> <p>2 8 番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は中間管理事業を利用する予定です。</p> <p>報告第 1 8 号については以上 2 件です。</p>

議長	<p>報告第18号 農地法第18条第6項通知の受理2件について、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、続きまして報告第19号 農地の形質変更届出について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第19号 農地の形質変更届出について御説明します。</p> <p>議案の15ページ、10番になります。</p> <p>図面は、案内図が33ページ、字図、土地利用計画図が34ページ、断面図が35～36ページになります。</p> <p>申請地は木須西地区です。</p> <p>水はけを良くするために嵩上げをして畑として利用するための届出です。</p> <p>続きまして、議案の15ページ、11番になります。</p> <p>図面は、案内図が37ページ、字図、土地利用計画図が38ページ、断面図が39ページになります。</p> <p>申請地は、木須西地区です。</p> <p>水はけを良くするために嵩上げをして畑として利用するための届出です。</p> <p>報告第19号については以上2件です。</p>
議長	<p>それでは、10番について担当委員から説明をお願いします。</p>
12番委員	<p>〇〇〇さんから依頼がございまして、私も、現場の方を確認に行きました。区長さん、生産組合長さんの印鑑、書類等に不備がなく、また、嵩上げ後の排水に対しても隣接地に迷惑がかからない様に排水のほどを側溝なり、排水路に流すように業者さんの方をお願いして確認の印鑑を押しました。ご審議のほどよろしくお</p>

12 番委員	願います。
議長	10 番について、御質問はございませんか。 <なし> それでは、11 番について担当委員から説明をお願いします。
12 番委員	これもですね、〇〇〇さんの方からの書類提出により、区長さん、生産組合長さんの印鑑、書類に不備なく、これも排水等、周辺の土地辺りに迷惑かからないようお願いして場所も確認して印鑑を打ちました。ご審議よろしくをお願いします。
議長	ご参考までにお聞きしたいんですが、10 番が一反七畝くらいで 0.6m 嵩上げですね。そして、11 番が一反一畝で、0.8m ですね。で、2 つ合わせたら一千数百立米の土量になると思うんですけども、この泥については、これは工事用の公共工事かなんかの残土でされるんですか。
12 番委員	そうです。〇〇〇さんの残土で費用がかからないように埋め立てをお願いしたいと話を伺っております。
議長	まとまった残土があればいいですが、これほどの土量を 2 ついっぺんに〇〇〇さんが受けた場合 5 年とか 8 年先になる可能性はないですか。
12 番委員	監督さんに聞いたらそんなに長くはならないだろう。と、話は聞きました。
議長	参考までにお聞きしました。 他に、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、続きまして、報告第 20 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出について、事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第 20 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の 3 番について御説明します。 議案は、16 ページを御覧ください。 図面は、案内図が 40 ページ、字図が 41 ページ、土地利用計

事務局	<p>画図が42ページ、平面図が43ページになります。</p> <p>申請地は大坪町古賀地区です。 申請人が農業用倉庫を作るための届出になります。</p> <p>報告第20号の3番については以上です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、担当委員から説明をお願いします。</p>
14番委員	<p>以前ですね、〇〇〇〇さんが形質変更で水田の嵩上げで2枚を1枚にして畑として利用すると農業委員会に出てたんですが、〇〇さんが農業用倉庫をお持ちになられないので、自分の家の車庫に農機具を全部置かれてたんですが、使いにくいので息子さんが農業をしないかもしれないので、農業しやすいようにしてやりたい。今は、〇〇さんが元気なんですが、後々は息子さんがするように農業用倉庫を建てたいと、言う事で来られたので私も承諾しました。以上です。</p>
議長	<p>御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、これで報告事項を終了します。 これで、第10回の農業委員会会議を閉会します。</p>
	<p>&lt;&lt;&lt;議事終了&gt;&gt;&gt;</p>